

## オランダ現地調査報告

出張期間：平成 25 年 1 月 9 日（木）～11 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Gelderland 州 2 施設、Noord-Brabant 州 1 施設

### 1 調査の目的

食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、オランダと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件を遵守することを前提にオランダからの子牛（12 か月齢以下）専用の食肉処理施設（と畜場・カット施設）で処理される子牛肉及び内臓について、子牛の月齢確認、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去並びに分別管理について確認を行った。

### 2 調査結果

#### （1）月齢、出生国及び飼養国の確認

（Identification & Registration (I&R) システム※）

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（オランダの場合は「NL」）と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム (I&R システム) が構築されている。

このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できるとともに、と畜後、と畜した旨を登録する。

なお、当該施設は、子牛専用の食肉処理施設のため、構造上も子牛以外の牛は処理できない。

#### （2）SRM の除去

扁桃及び腸※の適切な除去が行われていた。適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

※EC 規則では、全月齢の腸が SRM となっている。

#### （3）分別管理

と畜後に耳標をスキャンすることで、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行される。

##### ア 月齢の分別管理

子牛専用食肉処理施設の場合、耳標スキャン時に 12 か月齢超の牛の場合は、その後の処理はしない。

##### イ と畜場における、出生国、飼養国の分別管理

出生国、飼養国が同じ子牛をロットとして、と畜処理をすることで、対日輸出条件である、オランダ及びフランスで生まれ育った子牛とそれ以外の子牛とを分別管理していた。

ウ 部分肉処理における、出生国、飼養国の分別管理

①全ての子牛を個体管理することにより分別管理を実施（カット肉のフィルムパック内に個体情報（個体番号、出生国、飼養国等）が記載されたラベルを同封していた。

②日本専用保管庫に枝肉を保管、日本向けの子牛肉を1日の最初のシフトで処理を実施。その後、全ての子牛肉が処理施設からなくなった後に、その他の子牛の処理をすることにより分別管理。目視で容易に確認できるよう日本向け専用の箱、標識を使用していた。

(4) 食肉処理施設外の冷蔵・冷凍倉庫における分別管理

以下の管理により分別管理できることを確認した。

ア 貨物の搬入時に、貨物の内容、衛生証明書等の不備がないか確認。確認時、箱が壊れていれば、荷主に連絡をとり対応する。（荷物を戻すか、破棄するか。箱の入れ直しはしない。）

イ 貨物の保管は日本向け専用エリアで保管される。

ウ 貨物出荷時に、衛生証明書等の添付書類に不備がないか確認する。

### 3 総括

オランダより対日輸出する施設は、子牛専用の食肉処理施設であり、EC規則に基づく、I&Rシステムにより、識別番号での分別管理が可能になり、枝肉のラベルには、出生国、飼養国等の情報がラベルに記載され容易に目視確認できる。

部分肉処理では、1頭毎に個体管理を行う施設と、日本向け専用の処理をする施設とで方法は異なるが、どちらも対日輸向けへの分別管理が可能と考えられる。

更なる安全性確保のため、内臓の具体的な分別管理方法、外装の表示等で衛生証明書に記載された貨物であることが容易に確認できる措置等についてオランダ側と意見を交換した。